
別紙1 映像化ライセンス契約（映画製作の場合）

日本国法人●●●●株式会社（以下、「甲」という。）と中華人民共和国法人●●●●有限公司（以下、「乙」という。）は、著作物を利用した映画の制作等について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

1. 本著作物

Aを著作者として創作された、タイトル「●●●●」に係る著作物をいう。

2. 本映画

3. 本著作物を原作として製作される、以下の映画をいう。

(1) タイトル： ●●●●（仮）

(2) 上映時間： 100分～120分（予定）

(3) 言語： 中国語（標準語）

(4) 上映開始： ●年●月（予定）

(5) 上映地： 中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）全地域

.....

3.

第2条（許諾範囲）

1. 乙は、本契約に基づき、次の各号に定める行為を独占的に行うことができる。

(1) 本著作物を原作として、本映画を制作すること（本映画制作のための脚本の制作を含む。）

(2) 本映画を以下の条件で配給、上映、宣伝すること

① 地域：中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）

② 言語：中国語（標準語）

③

(3) 本映画をビデオグラム化すること

(4) 本映画をインターネットで配信すること

(5)

第3条（再許諾）

1. 乙は、前条各号に定める権利を第三者に再許諾することにより、必要な業務を委託することができる。この場合において、乙は、委託先たる当該第三者との間の契約書の写しを、その締結前に甲に提出し、委託先及び委託業務の内容について、予め甲の書面による承諾を得なければならないものとする。
2. 前項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、当該第三者の行為について、乙は甲に対して連帯して責任を負う。
3. 第1項の規定に基づき乙が第三者に再許諾をした場合、乙は、甲に対し、本契約の範囲内で委託先たる第三者が本契約によって乙に許諾された権利のうち特定の利用権を有する旨の授權証の発行を要請することができる。授權証記載の事項と本契約の内容に矛盾がある場合、本契約の内容にしたがって解釈されるものとする。

第4条（ライセンス料）

1. 乙は、本著作物の利用の対価として、●円（税込）を支払う。
2. 乙は、甲に対し、前項に規定する金員を、●年●月●日までに、甲の指定する銀行口座に振込送金して支払う。振込送金にかかる手数料は、乙の負担とする。
3. 中華人民共和国において賦課された税金は乙が納付し、関連資料を甲に提出するものとする。
4. 第1項に規定するライセンス料が同項規定の期日までに支払われない場合、乙は甲に対し、1日当たり0.1%の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

第5条（制作の監修と許可手続）

1. 乙は、本映画のプロット、シナリオ、イメージボード、絵コンテその他、本映画の脚本制作過程における途中制作物については、別紙に定めるスケジュールにしたがって、それぞれ甲に報告し、その内容について、甲の監修を受け、その承認を得なければならない。
2. 乙は、本映画の脚本が完成した場合、速やかに甲に報告し、その内容について、甲の監修を受け、その最終承認を得なければならない。
3. 乙は、前項の規定に基づき、甲の最終承認を得た本映画の脚本について、所轄の国家電影局に対し、甲の最終承認から10営業日以内に脚本届出を行い、その結果について、速やかに甲に報告しなければならない。なお、脚本届出に要する費用は乙の負担とする。
4. 本映画にて制作・収録される映像・音声の内容、編集方針その他本映画の制作仕様の詳細及び本映画の制作スケジュールについては、別紙●に定めるものとし、乙はこれらに従い、本映画の制作を行う。
5. 本映画の制作開始後、乙は、制作状況、制作内容について、甲の要請に従い、報告しなければならない。

-
6. 乙は、本映画のマスターデータが完成した場合、甲に報告し、その内容について最終承認を得なければならない。
 7. 乙は、前項の規定に基づき、甲の最終承認を得た本映画のマスターデータについて、所轄の国家電影局に対し、甲の最終承認から 10 営業日以内に上映許可申請を行い、その結果について、速やかに甲に報告しなければならない。なお、上映許可申請に要する費用は乙の負担とする。

第 6 条（権利被侵害対応）

本映画又はその制作過程における制作物の全部又は一部について、著作権侵害が発生した場合には、乙がその費用において対応に当たり、甲は必要に応じて、乙の対応を監督し、又は乙の対応に協力するものとする。

第 7 条（商標等の登録行為の制限）

乙は、中華人民共和国（香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区を除く。）における、本映画及びその構成要素等に関する商標権登録出願、著作権登録出願について、甲の事前の承諾を得た範囲で、当該出願を行い、又はその代行をすることができる。

第 8 条（秘密保持）

甲及び乙は、相手方から提供を受けた技術上又は営業上その他商業上の情報については、第三者に対し、開示又は漏洩してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

1. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
2. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
4. 本契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
5. 開示することに関し、相手方より事前の書面による承諾があった情報
6. 法令により開示することが義務づけられた情報

第 9 条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方が本契約で定める事項に違反し、当該違約当事者に対して 15 営業日の期間を定めて催告したが、当該違反が是正されなかった場合、違約当事者に対する書面による通知をもって本契約の一部又は全部の解除を行うことができる。
2. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当し、本契約の目的が実現できない場合、相手方に対する催告手続を要しないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する状態となった場合
 - (2) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又は、その他本契約の履行に必要な資格を取り消された場合

-
- (3) 資本減少・合併・解散・営業の廃止又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議を行い、その他資産・信用若しくは事業に重大な変更を生じた場合
 3. 以下のいずれかの理由に該当する場合には、甲は、乙に対する書面による通知をもって、いつでも本契約を解除することができる。
 - (1) ●年●月●日までに、本映画の撮影制作許可を取得することができなかった場合
 - (2) 別紙に規定する本映画の制作スケジュールのうち、脚本完成、撮影制作許可取得後の撮影開始、マスターデータ完成のいずれかが1カ月以上遅延している場合
 - (3) 中華人民共和国内における政策変更、日中関係の変化その他の政治的理由により、本映画の中華人民共和国における上映予定日までの上映が不可能又は困難であると甲が判断した場合
 4. 前項までの規定に基づく本契約の解除は、損害賠償の請求を妨げない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に対しその損害について賠償を請求することができる。

第11条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、水害、火災、戦争、感染症の流行その他の予見不能で、かつその発生及び結果を防止又は回避することができない不可抗力によって発生した、本契約の義務（金銭支払い義務を除く。）の履行不能又は履行の遅延については、違約責任を負わないものとする。甲又は乙は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能又は履行の遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとするものとし、甲及び乙は、対応を誠実に協議するものとする。

第12条（権利義務等の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

第13条（通知）

本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファクス、電子メールによるものとし、相手方の以下の住所に行うものとする。

甲：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

乙：

《住所を記入》

《ファックス番号を記入》

《E-mail アドレスを記入》

第 14 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、日本国の法律を適用する。

第 15 条（言語）

本契約は、日本語にて作成されるものとする。本契約の中国語訳が作成され、本契約と中国語訳との間で解釈に齟齬が生じた場合、日本語版を優先する。

第 16 条（紛争解決）

本契約の関連する一切の紛争は、甲乙の協議により解決するものとし、協議により解決できない場合には、関係仲裁機関に対し仲裁を申し立てるものとする。この場合において、甲が被申立人となる場合は、一般社団法人日本商事仲裁協会により、その商事仲裁規則に基づき、日本国東京都において仲裁を行うものとする。乙が被申立人となる場合は、中華人民共和国北京市にある中国国際経済貿易仲裁委員会により、仲裁申立時における当該委員会の有効な仲裁規則に基づき仲裁を行うものとする。いずれの場合も、仲裁判断は終局的なものであり、全ての仲裁の当事者に対して拘束力を有する。

本契約の締結を証するため本契約書を日本語及び中国語訳により各 2 通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自各 1 通ずつを保有する。

甲：●●●●株式会社

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

乙：●●●●有限公司

住所：

法定代表者署名：

捺印：

日付：

[中文]

日本国法人●●●●株式会社（以下称“甲方”）与中华人民共和国法人●●●●有限公司（以下称“乙方”），就使用作品制作电影之相关事宜，按照如下条款签订本合同（以下称“本合同”）。

第1条（定义）

在本合同中下列用语的定义如下：

1. 本作品

著作权人A创作的，标题为《●●●●》的作品。

2. 本电影

指以本作品为原作制作的以下电影。

- (1) 标题： ●●●●（暂定）；
 - (2) 上映时间： 100分钟～120分钟（预定）；
 - (3) 语言： 中文（普通话）；
 - (4) 上映日期： ●年●月（预定）；
 - (5) 上映地区： 中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）；
．．．．．
3. ．．．

第2条（授权范围）

1. 根据本合同，乙方可独占性地实施以下各项规定的行为：

- (1) 以本作品为原作，制作本电影（包含制作本电影所需的剧本的撰写）；
- (2) 按照以下条件发行、上映、宣传本电影：
 - ① 地区： 中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区）；
 - ② 语言： 中文（普通话）；
 - ③ ．．．
- (3) 将本电影制作成录像制品；
- (4) 在互联网上播放本电影；
- (5) ．．．

第3条（转授权）

1. 乙方有权将前一条各项规定的权利，通过向第三方进行转授权的方式，进行必要的业务委托。该等情况下，乙方须在与该接受转委托的第三方签约之前，向甲方提供与该接受转委托的第三方的合同副本，并就转受托方、委托业务的内容，获得甲方的事先书面同意。
2. 乙方根据前款规定向第三方进行转授权的，乙方应对该第三方的行为，向甲方承担连带责任。
3. 乙方根据第1款规定，向第三方转授权的，乙方有权请求甲方出具授权书，载明在本合同范围内，接受转委托的第三方，对于乙方根据本合同取得的授权权利享有特定使用权。授权书中记载的事项与本合同内容不一致的，应依据本合同的内容进行解释。

第4条（授权费用）

1. 乙方应向甲方支付●日元（含税），作为使用本作品的对价。
2. 乙方应于●年●月●日前，将前一款规定的金额，汇至甲方指定的银行账户。因转账汇款产生的手续费，应由乙方承担。
3. 乙方应缴纳在中华人民共和国内产生的税金，并向甲方提交相关资料。
4. 乙方未能在第1款规定的期限内支付第1款规定的授权费的，每迟延一日，乙方须按照0.1%的利率向甲方支付滞纳金。

第5条（制作的监修和许可手续）

1. 就本电影的情节、剧本、图像板、分镜稿以及其他本电影的剧本制作过程中产生的制作物，乙方应根据附件规定的日程，分别向甲方报告，接受甲方对于内容的监修并获得甲方的同意。
2. 本电影剧本撰写完成时，乙方应及时向甲方报告，接受甲方对于内容的监修并获得甲方的最终同意。
3. 根据前款规定获得甲方最终同意的本电影剧本，乙方应在获得甲方最终同意后10个工作日内，向主管的国家电影局申请剧本备案，并及时向甲方报告申请结果。此外，因剧本备案所产生的费用，由乙方负担。
4. 本电影中制作、收录的影像或声音的内容、编辑方针等其他本电影的制作方法的详细内容以及制作日程，应在附件●中予以规定。乙方应根据该附件规定，进行本电影的制作。
5. 本电影的制作开始后，乙方须根据甲方的要求，向甲方报告本电影的制作情况、制作内容。
6. 本电影的母片完成时，乙方应向甲方报告，并就母片内容获得甲方的最终同意。
7. 根据前款规定获得甲方最终同意的本电影母片，乙方应在获得甲方最终同意后10个工作日内，向主管的国家电影局申请公映许可，并及时向甲方报告申请结果。此外，因申请公映许可而产生的费用，由乙方负担。

第6条（权利侵害之应对）

本电影或者其制作过程中产生的全部或部分制作物相关的著作权遭到侵害的，由乙方承担费用进行应对，必要时甲方应对乙方的应对进行监督或者予以协助。

第7条（商标等注册行为的限制）

在中华人民共和国（不含香港特别行政区、澳门特别行政区及台湾地区），就本电影及其构成要素等相关的商标注册申请以及著作权登记申请，乙方可在取得甲方事先同意的范围内，进行申请或代办申请。

第8条（保密）

甲方或乙方均不得将自对方当事人处取得的技术信息、经营信息或其他商业信息向第三方进行披露或泄露。但是，符合以下各项任意一项的信息，不在此限：

1. 己方无需承担保密义务而已持有的信息；
2. 与对方当事人提供的信息无关的，独自开发的信息；
3. 自不承担保密义务的第三方处合法取得的信息；
4. 不论接收前后，不因己方违约而为公众知悉的信息；
5. 就披露相关事宜取得对方当事人事先书面同意的信息；
6. 根据法律法规规定负有披露义务的信息。

第9条（合同解除）

1. 对方当事人违反本合同项下规定，虽经甲方或乙方催告要求该违约方当事人在 15 个工作日内予以纠正，但该违约行为仍未被纠正的，甲方或乙方均有权在向该违约方当事人发出书面通知后，解除本合同的全部或部分。
2. 对方当事人有下述情形之一导致本合同目的无法实现的，甲方或乙方均有权不经催告该对方当事人，而解除本合同：
 - (1) 发生资不抵债、支付不能、破产、解散或与此类似的情况的；
 - (2) 被监管机关吊销营业执照、遭受监管机关的停业处分，或者被监管机关吊销其他履行本合同所需资质的；
 - (3) 作出减少注册资本、合并、解散、终止经营或者转让全部或部分重要业务之决议，或者其他资产、信用、业务发生重大变更的。
3. 出现下述任一事由的，甲方有权随时以书面形式通知乙方解除本合同：
 - (1) ●年●月●日之前，未能取得本电影的拍摄许可证的；

-
- (2) 附件规定的本电影的制作日程中，剧本的完成、取得拍摄许可证后拍摄的开始、母片的完成中任一项迟延 1 个月以上的；
 - (3) 因中华人民共和国国内政策变更、中日关系变化或其他政治原因，甲方认为本电影在中华人民共和国的预定上映日期之前无法上映或难以上映的。
4. 根据本条前三款项规定解除本合同的，不对损害赔偿的请求造成妨碍。

第 10 条（损害赔偿）

甲方或乙方就本合同之履行，因应归责于对方当事人之事由而遭受损害的，有权就其遭受的损害，向对方当事人要求赔偿。

第 11 条（不可抗力）

甲方或乙方因地震、台风、水灾、火灾、战争、传染病的流行以及其他无法预见，且其发生及结果无法防止或无法避免的不可抗力事由，陷入本合同义务（金钱支付义务除外）之履行不能或迟延履行，不承担违约责任。甲方或乙方因该等不可抗力事由，陷入本合同义务之履行不能或迟延履行的，应立即将该等情况通知对方当事人，且甲乙双方应诚信协商应对措施。

第 12 条（禁止转让权利义务等）

未经对方当事人事先书面同意，甲方或乙方均不得将本合同项下其合同当事人地位继受给第三方，或者将本合同项下权利义务的全部或部分转让给第三方或让第三方承担、或为第三方提供担保。

第 13 条（通知）

各方当事人应以邮政、传真、电子邮件的形式，向对方的以下住所地址发送与本合同有关的通知。

甲方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

乙方：

【填写地址】

【填写传真号码】

【填写电子邮箱】

第 14 条（适用法律）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议解决，适用日本国法律。

第 15 条（语言）

本合同用日文制作。同时制作中文译本，当日文合同与中文译本的解释不一致时，以日文版优先。

第 16 条（争议解决）

本合同有关的一切争议，应由甲乙双方协商解决。经协商无法解决的，应向有关仲裁机构申请仲裁。该等情况下，甲方为被申请人的，由一般社团法人日本商事仲裁协会，根据其商事仲裁规则在日本国东京都进行仲裁。乙方为被申请人的，由位于中华人民共和国北京市的中国国际经济贸易仲裁委员会，根据提交申请仲裁时该仲裁委员会有效的仲裁规则进行仲裁。无论何种情况，仲裁裁决均为终局裁决，对所有仲裁当事人均具约束力。

为证明本合同之订立，本合同分别制作日文合同与中文译本各 2 份，甲乙双方签字并盖章后，各执日文合同 1 份、中文译本 1 份。

甲方：●●●●株式会社

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期：

乙方：●●●●有限公司

住所：

法定代表人签字：

盖章：

日期: